

あかり便り

2021年1月号

税理士法人あかり会計

〒064-0804 札幌市中央区南4条西6丁目晴ばれビル6階

TEL 011-330-7711(代表) FAX 011-330-7722

あけましておめでとうございます。本年もご多幸ありますようお祈り申し上げます。

1月は、税理士事務所では通常業務に加え、年末調整や、法定調書・償却資産申告書の提出及び個人確定申告の準備があり、3月まで繁忙期になります。

年末調整及び法定調書・償却資産申告書に関してご不明な点がございましたら、お気軽にご連絡下さい。



～インフォメーション～

あかり会計ホームページをリニューアルしました！

下記HPアドレスにて耳より情報を掲載していきますので、是非ともアクセスして下さい。

<http://akari4.com/>



～1月の税務カレンダー～

1/10

- 12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

1/20

- 源泉所得税の納期限の特例届出書提出者の源泉所得税の納付

2/1

- 11月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>
- 5月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
- 法定調書の提出
- 給与支払報告書の提出
- 償却資産申告書の提出



コロナ給付金の課税・非課税

新型コロナウイルス対策で受け取る様々な給付金や助成金には、税金がかかるものとかからないものがあります。これから年末調整や確定申告に向けて所得の額を確定するに当たり、その区分を間違えないようにしたいところです。

国税庁が10月下旬に公表した新型コロナウイルスに関するFAQでは、感染拡大に伴う対策協力金や経済支援の給付金についての課税関係を改めて明確化しました。国や公共団体から受け取る助成金などは原則として課税所得となりますが、特にコロナ関連では特別措置法などによって非課税とされているものも多いので注意が必要です。

例えば休業支援金、休業給付金は雇用保険臨時特例法7条によって非課税となります。また国民全員が10万円を受け取った特別定額給付金や、子育て世帯への臨時給付金は新型コロナ特別法の4条によって非課税となることが定められています。

課税対象となる助成金についても、一律に同じ税率が課されるわけではなく、事業所得、一時所得、雑所得のいずれに属するかによって税務処理が変わります。持続化給付金では、受給者がどの所得の減少を理由に受け取ったかで、給付金の所得区分も変わるため気を付けたいところです。なお、給付金の申請に当たって行政書士や税理士などに支払った報酬は、受給者の所得から差し引ける経費にすることができます。